

# 周南市統合型 GIS 等構築基本計画【概要版】

## 地理空間情報に係る動向

(1, 2 章)

### ◆ 地理空間情報と GIS

- 「[地理空間情報活用推進基本法](#)」制定 :2007 年 5 月

⇒ 地理空間情報の整備・提供、GIS や衛星測位の利用促進

地理空間情報・・・ 空間上の特定の地点または区域の位置を示す情報(位置情報)とそれに関連付けられた様々な事象に関する情報(属性情報)、若しくは位置情報のみからなる情報

GIS…………… 地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ(地理空間データ)を総合的に管理・加工し、電子地図上に視覚的に表示し、高度な分析を行うシステム

- 統合型 GIS ⇒ [導入済及び導入検討中の地方公共団体は 8 割以上](#) (2022 年 4 月時点)

- ・ 「電子自治体における共通プラットフォーム」であり、地理空間情報の共通基盤として位置づけ
- ・ 庁内でデータ共有することで、データ整備の重複防止、データ作成費用を削減
- ・ 諸情報のデータベース化により、サービス向上、業務の効率化・高度化、地域課題解決を実現

- 市民公開型 GIS ⇒ [統合型 GIS 導入済の地方公共団体の 3 割強が市民に公開](#) (2022 年 4 月時点)

- ・ インターネット上で機能し、市民や事業者に向けた情報提供を目的に利用
- ・ 市民⇄行政の双方向の情報提供、コミュニケーションツールとしても期待

## 周南市の課題と解決方策

(3 章)

### ◆ 業務の効率化・高度化、サービスの向上の実現に向けた、6 つの【課題】と【解決方策】

【課題①】 各業務によって規定される地物及び必要精度が異なるため、地形図データを重複して整備している。

⇒ [【方策①】全庁利用可能な基盤地図データの整備](#)

【課題②】 利用ニーズの高い共用主題データ(地番図、住居表示台帳等)が整備されていない。

⇒ [【方策②】共用主題データの整備](#)

【課題③】 データ形式が定まっていないため、スムーズに流通できない。

また、データの更新サイクル・手法が明確になっていない。

⇒ [【方策③】データ整備ルールの調整](#)

【課題④】 一元管理でないため、地図精度や時点等が不明確なデータが流通する恐れがある。

地理空間情報を庁外へ公開するための仕組みが求められている。

⇒ [【方策④】地理空間情報の一元管理・共有するためのプラットフォームの導入](#)

【課題⑤】 個別 GIS に係るシステム維持管理費等の重複投資が発生している。

保守窓口がシステム毎であるため、問合せやトラブルシューティングに時間を要する。

⇒ [【方策⑤】段階的な個別 GIS の統合化](#)

【課題⑥】 個別 GIS の運用方法が統一されておらず、運用が複雑化している。

データ整備に関する他部署の動向が庁内で共有できていない。

データ更新時期の設定や予算要求・発注仕様内容のルール化ができてない。

取扱ルールが定められていないため、情報の利用・提供可否が判断できない。

⇒ [【方策⑥】GIS 全般の運用ルールの調整](#)

## 地理空間情報の利用推進に向けた全体方針

(4章)

### 1. データ構築ルールを作成し、地理空間情報の利活用促進に向けた段階的なデータ整備を実施

庁内に存在する地理空間情報の段階的なデータ整備と、データ標準化のためにデータ構築ルールを作成し、庁内外での地理空間情報の利用促進を図る。

### 2. 地理空間情報を一元管理するプラットフォームを構築し、庁内情報共有による業務の効率化・高度化を実現

地理空間情報を庁内で情報共有できるプラットフォームを構築するため、職員向けの統合型 GIS の導入を進め、原則として、個別 GIS を統合型 GIS へ段階的に統合する。

### 3. 誰もが手軽に閲覧できる市民公開型 GIS の導入、誰もが手軽に利用できるオープンデータの公開による行政サービス向上の実現

誰もが手軽に地理空間情報を閲覧できる市民公開型 GIS を導入し、また、誰もが手軽に取得、利用できるオープンデータを公開し、地域の課題解決や市民の利便性向上に繋げる。

### 4. 地理空間情報の継続的な利活用を図る運用体制の構築

庁内横断的な運用体制を構築し、運用ルールを取りまとめ、継続的な利活用を推進する。

## 地理空間情報の整備に関する基本方針

(5章)

### 1. 利用者ニーズを意識した段階的なデータ整備

地理空間情報のうち、データ整備が必要なものについては、庁内の利用ニーズが高いものから優先的にデータ整備を実施する。

### 2. 庁内外での共有を見据えたデータ標準化

整備する地理空間情報の品質の確保、データフォーマットの標準化を図るためのルールを整理し、それに沿ったデータ整備を推進する。

### 3. 地理空間情報の一元管理による庁内流通の促進

基盤地図データ及び共用主題データのオリジナルデータ(shape ファイル形式)と地物要件定義書や製品仕様書を一元的に管理するデータサーバを導入し、基盤地図データ及び共用主題データの一元管理を行うことで、正しいデータを関係課で流通させる。

### 4. 将来を見据えた地理空間情報の拡張

地理空間情報の拡張に向け、ハイブリッド手法による地形図の更新、地名辞典の整備、不動産 ID の活用を考慮した地理空間情報の整備を検討する。

## 統合型・市民公開型 GIS の構築に関する基本方針

(6章)

### 1. 一元管理した地理空間情報を誰もが利活用できる GIS の構築

利用目的や利用環境を明確にし、地理空間情報を一元管理し、利活用可能とする地理空間情報プラットフォームを構築する。

### 2. 整備要件を満たすパッケージ製品の調達

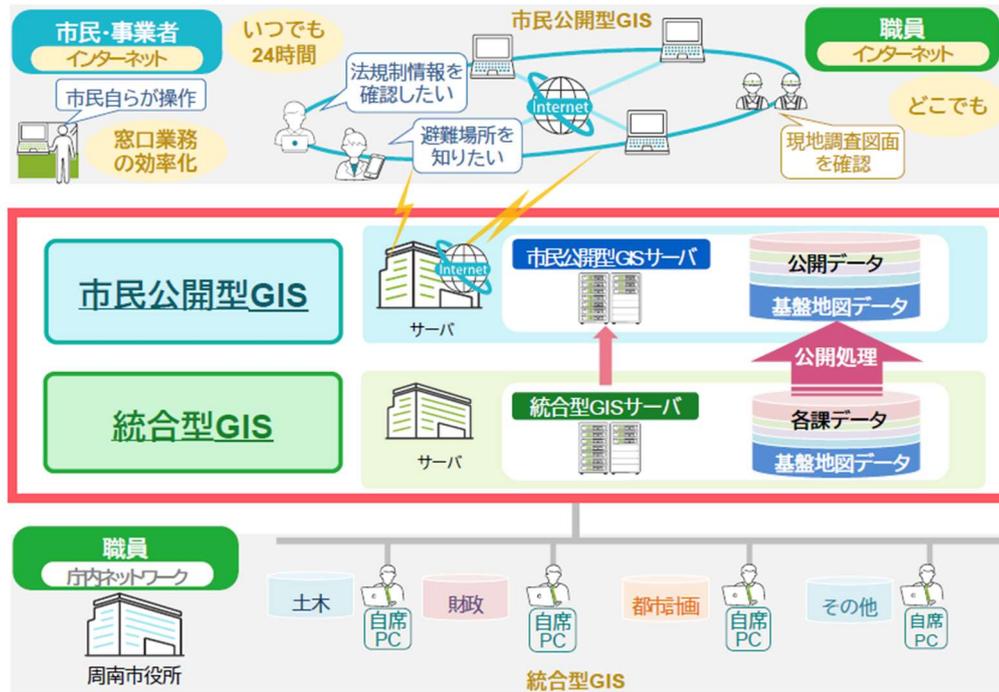
統合型・市民公開型 GIS として求める基本要件・機能要件・非機能要件を定義し、今後の拡張性を踏まえた最適なパッケージ製品を調達する。

### 3. 判断基準に基づく個別 GIS の段階的な統合

運用中の個別 GIS について、統合型 GIS へシステム統合を実施するために統合方式を明確にし、段階的なシステムの統合化を実施する。

◆システム全体像

地理空間情報の庁内共有及び一元管理を行うことを目的とした、職員向けの『**統合型 GIS**』と、公開性が高い地理空間情報を外部公開することを目的とした、市民向けの『**市民公開型 GIS**』にて構成する。



システム構築方式

統合型 GIS

- ➡ LGWAN-ASP 方式
- または、オンプレミス方式

市民公開型 GIS

- ➡ インターネット ASP 方式

システム導入後

- ① GIS 窓口利用
  - ◆ 情報提供の迅速化
  - ◆ 職員の窓口業務や作業時間の減少
- ② 個別 GIS の統廃合
  - ◆ システム保守費、データ整備費の削減
  - ◆ システム問合せ対応時間の削減

統合型 GIS 等及び地理空間情報の運用体制

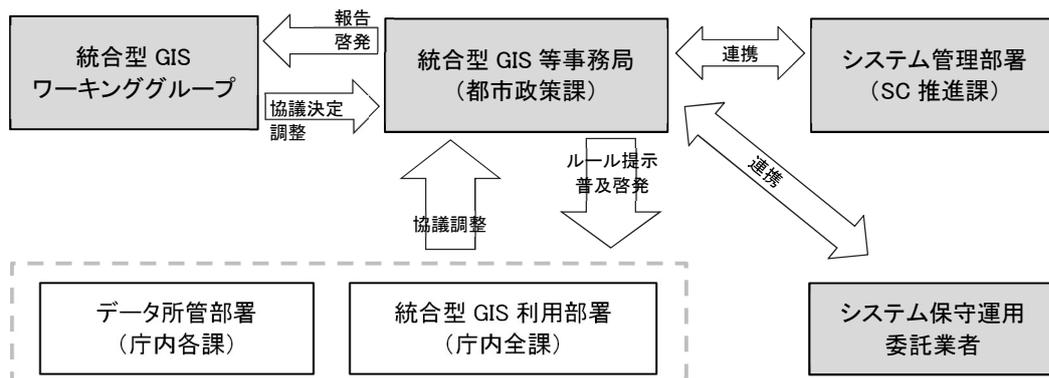
(7章)

◆運用体制

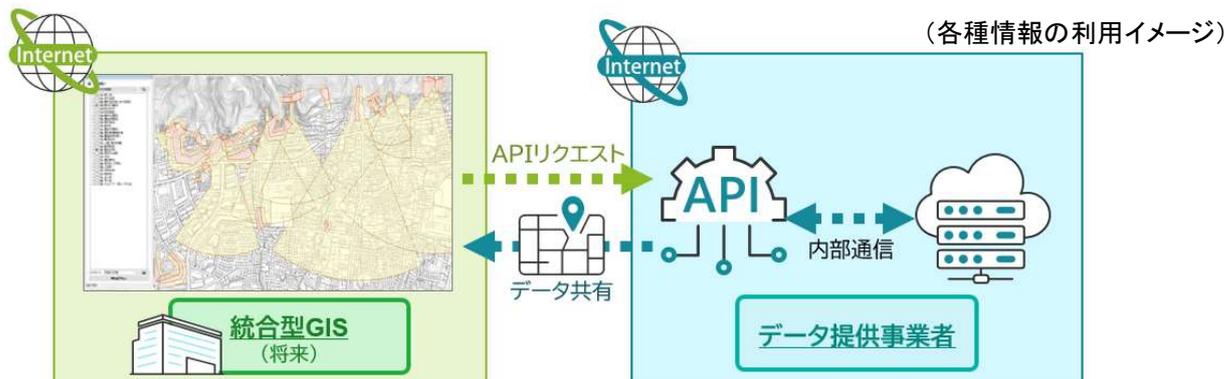
本市では「統合型 GIS ワーキンググループ」等を設置し、統合型 GIS 等事務局とワーキンググループを中心に、統合型 GIS 等の活用・普及に努める。

庁内横断的な利用

➡各部門との明確な役割分担



■ API連携等による外部地図データの利用

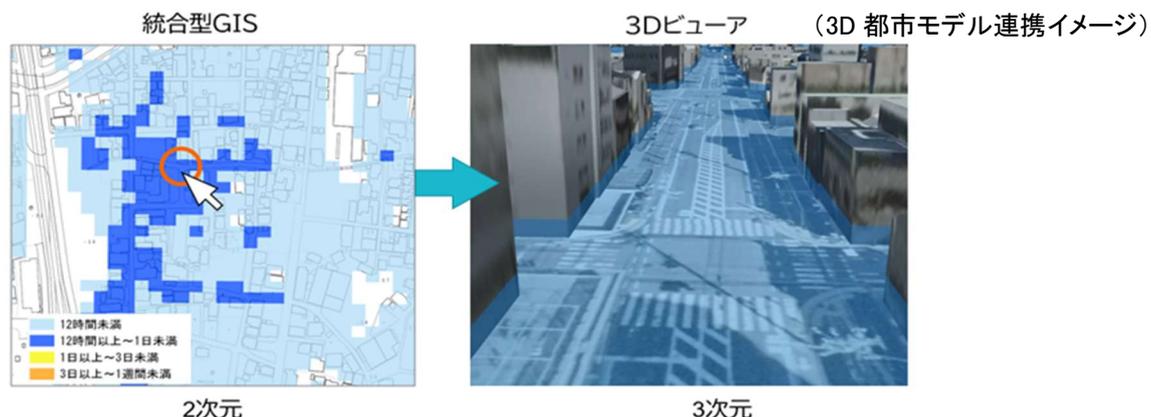


■ 他システムとの連携

⇒(例) 電子申請システム、ノーコード・ローコードツール等

■ 3D都市モデルとの連携

⇒まちづくり施策が都市構造に及ぼす影響を予測し、3D都市モデルでビジュアルを可視化



■ データ連携基盤(都市OS)とのデータ連携

⇒都市OSで蓄積されたデータがGIS上で即時利用可能となる

共用空間データ及びシステムの整備・運用スケジュールとして、「導入期」「拡充期」「発展期」の3つのフェーズに分けるものとする。

